

○宮崎大学医学部附属病院諸料金規程

〔平成16年4月1日
制 定〕

改正	平成16年7月1日	平成16年9月15日
	平成17年4月1日	平成17年10月24日
	平成18年4月1日	平成18年5月29日
	平成18年7月18日	平成18年9月15日
	平成19年2月1日	平成19年4月16日
	平成19年6月6日	平成19年11月20日
	平成20年1月16日	平成20年4月16日
	平成20年6月18日	平成20年9月1日
	平成20年10月15日	平成20年12月17日
	平成21年1月21日	平成21年3月18日
	平成21年4月15日	平成21年7月15日
	平成21年9月16日	平成21年10月1日
	平成21年10月14日	平成21年11月18日
	平成22年3月17日	平成22年6月23日
	平成22年7月21日	平成22年9月15日
	平成22年10月13日	平成22年11月17日
	平成22年12月21日	平成23年1月19日
	平成23年5月18日	平成23年6月22日
	平成23年9月21日	平成23年11月16日
	平成23年12月21日	平成24年3月28日
	平成24年5月16日	平成24年6月20日
	平成24年7月18日	平成24年9月19日
	平成24年11月21日	平成25年2月20日
	平成25年3月27日	平成25年6月19日
	平成25年7月17日	平成25年9月18日
	平成25年10月23日	平成25年12月18日
	平成26年3月19日	平成26年4月16日
	平成26年5月21日	平成26年6月18日
	平成26年9月17日	平成27年9月16日
	平成27年10月21日	平成28年1月20日
	平成28年3月9日	平成28年4月20日
	平成28年6月15日	平成28年11月16日
	平成28年12月21日	平成29年1月18日
	平成29年3月15日	平成29年9月20日
	平成29年10月11日	平成30年1月17日
	平成30年3月28日	平成30年4月18日
	平成30年9月19日	平成31年12月19日
	平成31年4月17日	令和元年5月22日
	令和元年9月18日	令和2年1月15日
	令和2年2月19日	令和2年3月18日
	令和2年4月22日	令和2年5月29日
	令和2年6月17日	令和2年7月15日
	令和2年9月16日	令和2年10月21日
	令和2年11月18日	令和3年2月17日
	令和3年3月17日	令和3年4月30日
	令和3年5月19日	令和3年7月21日
	令和3年9月15日	令和3年10月20日

(趣旨)

第1条 宮崎大学医学部附属病院（以下「本院」という。）で徴収する診療等に関する料金の額及びその徴収方法については、この規程によるものとする。

(診療等の料金)

第2条 本院で徴収する診療等の料金は、次に掲げるもののほか、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）の別表第1 医科診療報酬点数表及び別表第2 歯科診療報酬点数表並びに厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成15年厚生労働省告示第75号）の別表（以下「告示」という。）に定める点数に10円（交通事故における自費診療（社会保険診療及び労働者災害補償保

険法（昭和 22 年法律第 50 号）又は国家公務員災害補償法（昭和 26 年 6 月 2 日法律第 191 号）等に基づく業務上又は公務上の災害における診療以外の診療をいう。）にあつては 12 円。ただし、技術料に相当するものについては、100 分の 20 相当額を加算する。）を乗じて得た額（ただし、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により消費税が課される診療等の料金については、その額に 100 分の 110 を乗じて得た額）とする。

- (1) 特別室使用料
 特等室 普通室の料金 1 日につき 17,320 円(15,740 円)を加算する。
 特別室 A 普通室の料金 1 日につき 6,600 円(6,000 円)を加算する。
 特別室 B 普通室の料金 1 日につき 4,400 円(4,000 円)を加算する。
 消費税法で非課税とされる医師、助産師その他医療に関する施設の開設者による助産に係る資産の譲渡等（以下「助産に係る資産の譲渡等」という。）に該当する場合については、括弧内の料金とする。
- (2) 分べん介助料 1 回 250,000 円
 1 児を超えるときは 1 児増すごとに 120,000 円
 ただし、分べん時刻が平日の 8 時 30 分から 17 時 00 分以外の場合は、前記の額にそれぞれ 100 分の 20 相当額を加算する。
- (3) 新生児介補料 3,810 円
- (4) 新生児調乳料 1 日につき 300 円
- (5) 特殊ミルク調乳料 1 日につき 100 円
- (6) 新生児聴覚スクリーニング検査 1 回につき 5,000 円
- (7) 新生児血液スクリーニング検査
 採血料(検体の検査機関への郵便料を含む。) 1 件につき 2,800 円
 新生児マススクリーニング(有料) 6,000 円
- (8) 避妊リング挿入料 1 回につき 22,000 円
 避妊リング除去料 1 回につき 11,000 円
- (9) 人工受精料 1 回につき 11,000 円
- (10) 文書料(法令に基づき無料で交付すべきものを除く。)
 診断書料 1 通につき 2,200 円
 死亡診断書(死体検案書を含む。)料 1 通につき 3,300 円
 特殊診断書料 1 通につき 5,500 円
 証明書料 1 通につき 2,200 円
 特殊証明書料 1 通につき 5,500 円
 介護保険申請に係る主治医意見書(新規申請者) 1 通につき 5,500 円
 介護保険申請に係る主治医意見書(継続申請者) 1 通につき 4,400 円
 文書郵送手数料 1 通につき 420 円
- (11) 薬剤容器料 1 個につき 110 円(100 円)
 消費税法で非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に該当する場合については括弧内の料金とする。
- (12) 200 床以上の病院における紹介なし患者の初診時負担額 5,500 円(5,000 円)
 200 床以上の病院における紹介なし患者の再診時負担額 2,750 円(2,500 円)
 消費税法で非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に該当する場合については括弧内の料金とする。
- (13) 歯科領域の諸料金 別表第 1 のとおり
- (14) 先進医療料
 抗悪性腫瘍剤治療における薬剤耐性遺伝子検査 37,250 円
 LDL アフェレシス療法 1,103 円
 ウイルスに起因する難治性の眼感染疾患に対する迅速診断(PCR 法) 24,760 円
 細菌又は真菌に起因する難治性の眼感染疾患に対する迅速診断(PCR 法) 23,300 円
- (15) 予防接種等の諸料金 別表第 2 のとおり
- (16) 治験の特定療養費支給対象外となる料金
 治験の特定療養費支給対象外となる料金については、平成 8 年 4 月から治験期間中の医薬品の治験に係る診療のうち、治験期間内に実施されるすべての検査及び画像診断並びに当該治験の対象とされる薬物の予定される効能又は効果と同様の効能又は効果を有する医薬品に係る投薬及び注射に要する費用は治験依頼者の負担とし、それ以外の費用は特定療養費の支給対象として取り扱うこととする。ただし、治験依頼者の負担となる費用については、本文

- により算出し、原則診療月の翌月に治験依頼者に対し請求するものとする。
- (17) 病衣貸与料 1日につき 80円(67円)
消費税法で非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に該当する場合については括弧内の料金とする。
- (18) 新生児用肌着代 1日につき 150円
- (19) 複写料
診療録等複写料(電子式複写) 1枚につき 30円
CD-Rによる複写料 1枚につき 1,100円
- (20) ヒト体外受精胚移植法料
卵採取術(1回) 34,660円
卵培養術(1回) 49,320円
胚移植術(1回) 9,190円
- (21) 入院期間が180日を超えた日以降の療養費
本院の一般病棟及び通算対象となる入院料を算定するその他の医療機関での厚生労働大臣が別に定める方法により計算した入院期間が通算して180日を超える入院(別に厚生労働大臣が定める状態にある患者を除く。)
1日につき 2,840円
- (22) 妊婦基本健診料 6,290円
- (23) 産後検診料 2週間～1か月未満 4,340円
1か月～2か月未満 6,290円
- (24) 助産師指導料
助産師外来指導料 6,290円
両親学級指導料 2,200円
母乳育児指導料 2,200円
助産師保健指導料 4,340円
- (25) 特別健診料
基本健診料 12,910円
運動器健診料 5,250円
基本健診及びPET-CT健診を一緒に実施した場合 110,260円
基本健診及び運動器健診を一緒に実施した場合 16,770円
基本健診、運動器健診及びPET-CT健診を一緒に実施した場合 113,670円
骨粗鬆健診(DEXA)料 3,150円
骨粗鬆健診(尿中NTX)料 1,320円
健康講座講習料 1,100円
- (26) スポーツ検診の諸料金 別表第3のとおり
- (27) スポーツメディカル検査の諸料金 別表第4のとおり
- (28) PET-CT検診 検診料 110,000円
特別割引料金 99,000円
キャンセル料 50,600円
認知症スクリーニング検査加算 10,480円
- (29) HLA-A, B, DR+Cw 遺伝子型検査 1検体あたり 42,310円
HLA-A, B, Cw, DRB1, DQB1, DPB1 各遺伝子型検査(1座)
1検体あたり 17,430円
- (30) HBV分子系統解析検査 24,750円
- (31) HBVジェノタイプ判定検査 3,450円
- (32) HBVサブジェノタイプ判定検査 26,950円
- (33) 遺伝カウンセリング料
初診(1時間以内) 6,130円
1時間を超えるときは、30分又はその端数を増すごとに1,660円を加算する。
再診(1時間以内) 4,110円
1時間を超えるときは、30分又はその端数を増すごとに1,660円を加算する。
- (34) セカンドオピニオン料 1時間以内 16,500円
1時間を超えるときは、30分又はその端数を増すごとに5,500円を加算する。
- (35) 面談料 1回につき 5,500円
- (36) 診察券再発行手数料 1枚につき 110円
- (37) ニコチン依存管理料 1回目 2,300円
2回目～4回目 1,840円
5回目 1,800円
- (38) 遺伝子・染色体検査の諸料金 別表第5のとおり

(39)	エンゼルケア料		5,500 円
(40)	浴衣		2,530 円
(41)	骨固定補聴器 (Bah a) 埋め込み術		866,600 円
(42)	食事療法 (調理実習) 料	1 人につき	750 円
(43)	トキソプラズマ IgG 抗体アビディティ検査		12,650 円
(44)	サイトメガロウイルス IgG 抗体検査		1,530 円
(45)	サイトメガロウイルス IgM 抗体検査		1,530 円
(46)	トキソプラズマ IgG 抗体検査		820 円
(47)	トキソプラズマ IgM 抗体検査		820 円
(48)	抗インフルエンザ薬予防投与		
	タミフルカプセル 75	(7 日間分)	2,070 円
	タミフルカプセル 75	(8 日間分)	2,360 円
	タミフルカプセル 75	(9 日間分)	2,660 円
	タミフルカプセル 75	(10 日間分)	2,950 円
	リレンザ 5mg1 ブリスター	(10 日間分)	3,180 円
	イナビル吸入粉末剤 20mg (成人及び 10 才以上の小児)		4,800 円
(49)	妊娠と薬外来		
	妊娠と薬外来	1 回につき	5,500 円
	授乳と薬外来	1 回につき	2,310 円
(50)	汎用注射筒 1ml	1 本につき	10 円
	ただし、在宅療養指導管理料の非算定患者に係る、在宅医療の使用に限る。		
(51)	おむつ等料金		
	大人用おむつ (テープ止めタイプ)	1 枚につき	250 円
	大人用おむつ (パンツタイプ)	1 枚につき	220 円
	大人用おむつ (フラットタイプ)	1 枚につき	90 円
	尿取パッド	1 枚につき	60 円
(52)	乳がん検査		
	オンコタイプ DX 乳がん検査 (Breast)		411,950 円
	オンコタイプ DX 乳がん検査 (DCIS)		411,950 円
(53)	リンパ浮腫外来料		3,060 円
	30 分を超えるときは、10 分又はその端数を増すごとに 1,020 円を加算する。		
(54)	ハイパーサーミア (温熱療法)	1 回につき	15,000 円
(55)	抗 MOG 抗体検査		28,030 円
(56)	抗 SRP 抗体検査		20,630 円
(57)	ALST 検査		20,080 円
(58)	がん遺伝子検査 (PleSSision)		
	がん遺伝子検査相談料 (1 回につき)		33,000 円
	プレシジョン (PleSSision) 検査料 (1 回につき)		544,500 円
	検体追加解析 (初回解析から 1 年以内)		477,400 円
	検査中止時の費用 (DNA 抽出後中止の場合)		162,800 円
	シークエンスライブラリ作成後中止の場合		190,300 円
(59)	バルトネラ属抗体		17,880 円
(60)	抗 NMDA 受容体抗体定量		28,330 円
(61)	IL-6 (インターロイキン 6) 検査		5,230 円
(62)	体外衝撃波疼痛治療 (一連につき)		11,000 円
(63)	風しん IgG 抗体検査		6,530 円
(64)	麻しん IgG 抗体検査		7,120 円
(65)	中心性漿液性脈絡網膜症に対する光線力学療法		
	初回		238,510 円
	2 回目以降 (1 回につき)		185,850 円
(66)	プロウペス腔用剤 10mg		19,800 円
(67)	生殖医療カウンセリング料		
	初診 (1 時間以内)		4,940 円
	1 時間を超えるときは、30 分又はその端数を増すごとに 890 円を加算する。		
	再診 (1 時間以内)		2,640 円
	1 時間を超えるときは、30 分又はその端数を増すごとに 890 円を加算する。		

2 社会保険、社会福祉等関係法令に基づく患者又は費用負担等について特段の協定等を行って

いる患者に係る診療等に関する料金等は、前項に定めるところによるほか、当該法令又は協定等の定めるところによる。

- 3 前2項の規定にかかわらず、同項の規定により難いものについては、個々の診療等の料金徴収の都度学長が定める。

(特別室使用料の取扱い)

第3条 入院又は退院当日の特別室使用料は、入院又は退院時の時間にかかわらず1日分の料金とする。

2 転室した日の特別室使用料は、転入した室の料金とする。

3 患者の希望により、病室の患者収容定員を減じて入室させた場合の特別室使用料は、当該病室の等級を相当級に繰り上げた額を基準としてその都度学長が定める。

4 普通室以外の室に患者収容人員を超えて入室させた場合の当該病室の各患者の特別室使用料は、当該病室の等級を相当級に繰り下げた額を基準としてその都度学長が定める。

(徴収の時期)

第4条 外来患者に係る診療等の料金は原則として前納とし、入院患者に係る診療等の料金は毎月1日から末日までの分を翌月に徴収する。ただし、退院の場合は退院時に徴収する。

(細則)

第5条 この規程の施行に必要な事項は、別に定める細則による。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年9月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年5月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年7月18日から施行し、平成18年7月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月16日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年6月6日から施行し、平成19年5月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年11月20日から施行し、平成19年9月1日から適用する。ただし、第2条第1項第5号及び第29条の改正規定は、平成19年12月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成 20 年 1 月 16 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 20 年 4 月 16 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則
この規程は、平成 20 年 6 月 18 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項第 15 号の改正規定は、平成 20 年 12 月 19 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 21 年 2 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 21 年 3 月 18 日から施行し、平成 21 年 2 月 1 日から適用する。

附 則
この規程は、平成 21 年 4 月 15 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則
この規程は、平成 21 年 7 月 15 日から施行し、平成 21 年 7 月 1 日から適用する。

附 則
この規程は、平成 21 年 9 月 16 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 21 年 10 月 14 日から施行し、平成 21 年 10 月 1 日から適用する。

附 則
この規程は、平成 21 年 11 月 18 日から施行し、平成 21 年 11 月 1 日から適用する。

附 則
この規程は、平成 22 年 3 月 17 日から施行し、改正後の第 2 条第 1 項第 26 号及び第 27 号の規定は、平成 22 年 2 月 22 日から適用する。ただし、第 2 条第 1 項第 13 号の改正規定及び旧規程第 2 条第 1 項第 32 号を削る改正規定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 22 年 6 月 23 日から施行し、平成 22 年 6 月 1 日から適用する。

附 則
この規程は、平成 22 年 7 月 21 日から施行し、改正後の第 2 条第 1 項第 13 号の規定は平成 22 年 4 月 1 日から適用する。ただし、別表第 2 の改正規定は、平成 22 年 7 月 1 日から適用する。

附 則
この規程は、平成 22 年 9 月 15 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 10 月 13 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 11 月 17 日から施行し、平成 22 年 10 月 28 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 22 年 12 月 21 日から施行し、平成 22 年 10 月 1 日から適用する。ただし、改正後の第 2 条第 1 項第 14 号の規定は、平成 22 年 11 月 25 日から、改正後の第 2 条第 1 項第 34 号の規定は、平成 22 年 12 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 23 年 1 月 19 日から施行し、平成 23 年 1 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 23 年 5 月 18 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 9 月 21 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 11 月 16 日から施行し、改正後の第 2 条第 1 項第 15 号の規定は、平成 23 年 11 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 23 年 12 月 21 日から施行し、平成 23 年 12 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 5 月 16 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。ただし、平成 24 年 6 月 30 日までに入室し、かつ、継続して 7 月以降も入室している患者の特別室使用料については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 11 月 21 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 2 月 20 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 6 月 19 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 25 年 7 月 17 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 9 月 18 日から施行し、平成 25 年 7 月 23 日から適用する。

附 則
この規程は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 25 年 12 月 18 日から施行する。

- 附 則
- 1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項第 45 号の次に 1 条を加える改正規定は、平成 26 年 3 月 19 日から施行する。
 - 2 平成 26 年 3 月 19 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間においては、改正後の第 2 条第 1 項第 46 号に定める料金については、次の各号に掲げる料金とする。

(1) タミフルカプセル 75 (7 日間分)	2,280 円
(2) タミフルカプセル 75 (8 日間分)	2,600 円
(3) タミフルカプセル 75 (9 日間分)	2,930 円
(4) タミフルカプセル 75 (10 日間分)	3,250 円
(5) リレンザ [®] 5mg1 ブリスター (10 日間分)	3,550 円
(6) イナビル吸入粉末剤 20mg (成人及び 10 才以上の小児)	4,370 円

附 則
この規程は、平成 26 年 4 月 16 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則
この規程は、平成 26 年 5 月 21 日から施行し、改正後の第 2 条第 1 項第 20 号及び第 49 号の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則
この規程は、平成 26 年 6 月 18 日から施行し、改正後の第 2 条第 1 項第 25 号の規定は、平成 26 年 5 月 1 日から適用する。ただし、第 2 条第 1 項第 26 号の規定は、平成 26 年 7 月 1 日から適用する。

附 則
この規程は、平成 26 年 9 月 17 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 27 年 9 月 16 日から施行する。ただし、改正後の第 2 条第 1 項第 37 号の規定は、平成 27 年 7 月 1 日から適用する。

附 則
この規程は、平成 27 年 10 月 21 日から施行し、平成 27 年 10 月 1 日から適用する。

附 則
この規程は、平成 28 年 1 月 20 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 28 年 4 月 20 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則
この規程は、平成 28 年 6 月 15 日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項第 2 号及び第 34 号の規定は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 28 年 11 月 16 日から施行し、平成 28 年 10 月 1 日から適用する。

附 則
この規程は、平成 28 年 12 月 21 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 29 年 1 月 18 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 29 年 9 月 20 日から施行する。ただし、改正後の第 2 条第 1 項第 15 号の規定は、平成 29 年 8 月 1 日から適用する。

附 則
この規程は、平成 29 年 10 月 11 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 30 年 1 月 17 日から施行する。ただし、改正後の第 2 条第 1 項第 55 号の規定は、平成 30 年 1 月 1 日から適用する。

附 則
この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 2 条第 1 項第 55 号の規定は、平成 30 年 1 月 1 日から適用する。

附 則
この規程は、平成 30 年 4 月 18 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 30 年 9 月 19 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 31 年 4 月 17 日から施行し、改正後の第 2 条第 1 項第 60 号及び第 61 号の規定は、平成 31 年 3 月 1 日から適用する。

附 則
この規程は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

- 附 則
- 1 この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。ただし、別表第 5（MutSeq の項の次）に X 連鎖性遺伝性水頭症の項を加える改正規定は、令和元年 9 月 18 日から施行する。
 - 2 令和元年 9 月 18 日から令和元年 9 月 30 日までの間における X 連鎖性遺伝性水頭症遺伝子検査に係る金額は、39,460 円とする。

附 則
この規程は、令和 2 年 1 月 15 日から施行する。

附 則
この規程は、令和 2 年 2 月 19 日から施行する。

附 則
この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、令和 2 年 4 月 22 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則
この規程は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、令和2年7月1日から施行する。

附 則
この規程は、令和2年8月1日から施行する。

附 則
この規程は、令和2年10月1日から施行する。

附 則
この規程は、令和2年11月1日から施行する。

附 則
この規程は、令和2年11月18日から施行する。

附 則
この規程は、令和3年2月17日から施行する。

附 則
この規程は、令和3年3月17日から施行する。

附 則
この規程は、令和3年4月30日から施行する。

附 則
この規程は、令和3年5月19日から施行する。

附 則
この規程は、令和3年7月21日から施行する。

附 則
この規程は、令和3年10月1日から施行する。ただし、別表第5（遺伝学的検査の項の次）に遺伝性肺高血圧症の項を加える改正規定は、令和3年9月15日から施行する。

附 則
この規程は、令和3年10月20日から施行する。

別表第1

1 保険適用外の料金

区 分	金 額	区 分	金 額
	円		円
(予防歯科)			
口腔衛生指導料	4,160	病的移動歯の復位処置	
刷掃指導料	3,850	床装置によるもの	34,420
歯面塗布料	2,710	アップライトを主に	
〃 (家庭管理)	4,250	したもの	45,550
検査料		歯の搬出	
口臭検査料 (ガスセン		磁性アタッチメント 応用法	29,340
サー・官能検査)	850	ノンファイバー型接着性レジン	
口臭ガスクロマト検査料	5,160	応用法	7,610
う蝕のリスク診断Ⅰ	4,290	歯根分割後の分離処置	45,550
う蝕のリスク診断Ⅱ	9,240	細菌検査	
機械的歯面清掃	2,760	バリチェック	9,240
(保存科)		GTR 法(選択加算)	
鑄造歯冠修復料(インレー、アンレー)		膜(吸収性膜を含む)	29,980
白金加金		歯周組織誘導剤	35,470
大白歯	35,080	根管内細菌嫌気培養検査	
前歯・小臼歯	33,920	培養検査	2,640
金合金		+感受性試験	4,840
大白歯	34,440	歯周病原性菌血清抗体価	
前歯・小臼歯	33,490	検査	4,840
チタン		歯科ドック専門外来	16,830
(前歯・小臼歯・大歯)	32,270	(補綴料)	
ハイブリッドセラミックインレー	30,970	支台築造料	
ポーセレンインレー	32,240	白金加金	17,420
隣接面加算料(1面)	10,790	金合金	16,980
咬頭被覆料	12,600	金パラ銀合金	15,680
診断料		チタン	15,160
歯周疾患診断料	10,240	全部鑄造冠料	
写真診断料	5,740	白金加金	65,710
歯肉テスト料		金合金	65,800
(ポケット浸出液量)	11,030	チタン	61,040
歯槽骨テスト料		前装冠料	
(形態分岐部)	9,340	(硬質)レジン前装冠	
習癖テスト料		白金加金	72,850
(口呼吸, 舌習癖)	4,830	金合金	71,980
う蝕の電気診断料	3,770	チタン	68,350
処置料		14K	61,850
習慣矯正指導料	5,050	金パラ	59,420
オーラルスクリーン料		ハイブリッドセラミック冠	
(装着料含む)	29,570	(硬質)レジン前装冠料準用	
〃 監視料	4,510	陶歯前装冠	
ファルカプラスチック	6,200	白金加金	79,050
トンネリング	10,300	金合金	78,190
歯根分割	11,200	陶材焼付冠	81,720
漂白処置料	6,690	チタン	74,300
歯槽骨欠損修復料		陶材焼付用チタン	74,970
(燐酸カルシウム系)	18,240	歯冠継続歯料	
口腔衛生相談指導料		レジン前装金属裏装	
(歯周疾患)	10,250	白金加金	76,320
		金合金	75,460

区 分	金 額	区 分	金 額
	円		円
チタン	72,110	オールハイブリットセラミックス	69,960
陶歯前装金属裏装		仮義歯用	
白金加金	79,220	全部床	113,030
金合金	78,360	9～14 歯欠損床	97,110
チタン	74,740	1～8 歯欠損床	81,470
全部レジン冠		アタッチメント・テレスコープ設計料	
白金加金	76,670	(1 装置)	59,340
金合金	75,810	金属アレルギー検査料(1 試料分)	3,400
チタン	72,250	ろう着料(1 か所)	
全部陶歯冠		白金加金	7,970
白金加金	78,980	金合金	7,880
金合金	78,120	陶材焼付用合金	9,700
チタン	74,180	アタッチメント	11,230
全部被覆冠(オールセラミック冠を含む)		根面キャップ料	
オールハイブリットセラミック	79,310	白金加金	18,820
橋体		金合金	17,960
前歯部		チタン	14,880
レジン前装金属裏装		隙	
(ハイブリットセラミック前装を含む)		白金加金	16,180
白金加金	69,360	金合金	15,970
金合金	68,500	チタン	15,570
チタン	64,740	有床義歯料	
1 4 K	69,660	金属床義歯 (維持装置等を含む)	
金パラ	67,230	1 2～1 4 歯欠損床	
陶歯前装金属裏装		白金加金	336,980
白金加金	78,970	金合金	322,400
金合金	78,120	特殊合金	209,590
陶材焼付用合金	80,140	チタン合金	301,130
チタン	74,510	9～1 1 歯欠損床	
陶材焼付用チタン	74,650	白金加金	287,410
臼歯部		金合金	272,190
金属		特殊合金	198,210
白金加金	64,330	チタン合金	250,910
金合金	63,460	5～8 歯欠損床	
チタン	59,600	白金加金	239,330
陶歯・陶材		金合金	224,100
白金加金	78,820	特殊合金	187,100
金合金	77,960	チタン合金	216,060
陶材焼付用合金	83,580	1～4 歯欠損床	
チタン	73,990	白金加金	190,520
陶材焼付用チタン	77,360	金合金	175,620
ジルコニア	99,300	特殊合金	168,900
レジン前装金属裏装		チタン合金	167,090
白金加金	63,910	レジン床義歯(人工歯含む	
金合金	63,140	が、維持装置等は含まない)	
チタン	59,400	9～1 4 歯欠損	178,170
1 4 K	62,700	1～8 歯 "	141,740
金パラ	61,050		
前歯・臼歯部			

区 分	金 額	区 分	金 額
	円		円
特殊義歯料（維持装置等を含む）		ミーリング装置（1歯分）	
全部床	187,870	支台歯	
9～14歯欠損床	151,430	支台歯 バー・ダミー	91,660
1～8歯 "	133,430	特殊義歯修理料	87,200
軟質裏装材によるリベース料	33,680	マウスガード（マウスプロテクター）	21,250
軟質裏装義歯（レジン床）		簡易型マウスガード	22,500
全部床	200,450	睡眠時無呼吸症候群治療用咬合床	5,470
9～14歯欠損床	160,800	ラミネートベニア	52,240
1～8歯 "	126,220	補綴前処置としての残根の挺出	61,960
鑄造バー		唾液分泌機能検査	26,290
白金加金	31,400	嚥下補助床	10,670
金合金	29,670	下顎運動機能検査	64,020
特殊合金	17,820	金属グリット（接着性、可撤式を含む）	16,610
チタン合金	27,930	白金加金	243,610
鉤		チタン	222,400
鑄造鉤		その他の合金	165,760
白金加金	25,770	磁性アタッチメント	
金合金	25,260	（根面キャップ料は別に算定）	46,850
特殊合金	23,040	インプラント仮封冠（1歯分）	11,250
チタン合金	26,880	インプラント関連補綴料	87,510
屈曲鉤		インプラント補綴設計料	
白金加金	19,550	（1人工歯根につき）人工	
特殊合金	18,720	歯、アタッチメント（ア	
フック・スパー・スティー・レスト料		バットメントを含む）	
鑄造フック・スパー・スティー・レスト		（口腔外科）	
白金加金	16,920	根端充填料	2,190
金合金	16,480	便宜抜去	
特殊合金	14,620	前歯	1,740
チタン合金	16,520	臼歯	3,010
屈曲フック・スパー・スティー・レスト		難抜歯	5,320
白金加金	11,730	埋伏歯	11,550
臼歯金属歯科		下顎完全埋伏智歯（骨性）	12,710
白金加金	20,890	下顎水平埋伏智歯	12,710
金合金	20,450	歯の移植術（歯根完成歯）	20,750
金パラ銀合金	19,160	歯の移植・再植に係る根管治療・管理及び予後判定	22,140
チタン	20,170	上顎洞底拳上術	
特殊合金	20,090	上顎洞底拳上術	
テレスコープクラウン		上顎洞底拳上術（口	
白金加金	95,280	腔内片側）	68,570
金パラ銀合金	89,480	上顎洞底拳上術（口	
可撤式メタルオンレー		腔内両側）	99,650
白金加金	102,300	上顎洞底拳上術（口	
金合金	88,880	腔外両側）	184,220
金パラ	66,330		

区 分	金 額	区 分	金 額
	円		円
矯正用アンカーインプラント埋入術 (A)	56,210	経過観察料 (複雑)	6,290
インプラント材使用加算		経過観察料 (単純)	1,100
アンカープレート2枚目以上1枚当り	20,790	歯列誘導相談料	4,850
アンカースクリュー4本目以上1本当り	4,620	口腔衛生指導料	
矯正用アンカーインプラント埋入術 (B)	38,060	小児刷掃指導料	730
発音嚙下補助装置用金属床	164,340	母子口腔保険指導料	2,420
発音嚙下補助装置の付加料	27,170	(歯科麻酔科)	
発音嚙下補助装置調整料	3,630	局所麻酔薬アレルギーテスト	4,770
(小児科)		表面電極通電療法	5,850
保険料		針治療	3,780
診断料	7,760	針通電療法	5,140
検査料	9,370	灸	2,520
装置料		(歯科放射線科)	
単純可撤式 (片)	21,350	C T検査	17,640
複雑可撤式 (片)	27,340	多層断層撮影	7,140
バンド・ループ		顎関節撮影	
クラウン・ループ	13,620	シュラー氏法 (4画像)	2,900
クラウン・ループ (鑄造)	14,490	眼か関節法 (2画像)	1,870
金パラ銀合金		MR I 検査	21,390
クラウン・ディスタル・シュー	44,570	C T画像再構築処理	13,090
クラウン・ディスタル・シュー (鑄造)	20,450	診療情報の提供に係る料金	
金パラ銀合金	54,760	頭部X線規格撮影:セファログラフィ (デジタル画像)	4,730
リングアルアーチ型	21,210	X線画像複製料 (デジタル画像)	2,200
調整料		パノラマ撮影 (デジタル画像)	4,620
単純	2,290	頭部単純撮影 (デジタル画像)	4,730
複雑	5,480	(矯正料)	
定期観察料	10,610	相談料	4,850
小児定期観察料		基本検査料	80,180
簡単な検査を含む	4,970	補足検査料	82,600
主に口腔内検査	2,290	特殊検査料	
歯列誘導料		形態検査	
診断料	19,380	コンピュータ解析検査	4,910
検査料	20,410	顔貌形態予測	11,700
装置料		機能検査	
単純	22,270	顎運動機能検査	33,470
複雑 (1)	28,950	生体振動解析	12,780
複雑 (2)	44,390	染色体検査	24,840
保定	18,080	分染法加算	4,620
異所萌出誘導処置	9,820	形態異常病因検査	9,790
調整料		セットアップモデル	41,760
単純	2,490	診断料	31,480
複雑	7,960	基本施術料	168,550
		基本施術料 (小数歯)	59,200

区 分	金 額	区 分	金 額
	円		円
装置料		(インプラント関連)	
舌側弧線装置 (片顎)	38,500	インプラント相談料	6,440
唇側弧線装置 (片顎)	33,460	紹介状作成料 (1通)	6,440
全帯環式矯正装置 (片顎)	90,660	基本検査料 (1回につき)	6,750
ダイレクトボンディング装置 (片顎)		全身精密検査料 (1回につき)	9,200
金属ブラケット	90,720	血液検査 (1回につき)	保険点数×10
プラスチックブラケット		心電図 (1回につき)	保険点数×10
ト	91,850	顎骨精密検査料 (1回につき)	6,440
セラミックブラケット	102,980	インプラント補綴診断料 (1顎につき)	16,670
N i T i 使用加算 (片顎1回限)	8,120	コンピューターによるシミュレーション加算 (1顎につき)	33,480
セクショナルアーチ (8歯以下) (片顎)	49,960	コンピューター作成外科用ドリルガイド加算 (1顎につき)	66,930
インダイレクトボンディング装置 (片顎)	108,700	ステント作成調整料	
機能的顎矯正装置	62,430	1～6歯	11,370
〃 (拡大ネジ付)	71,990	7～10歯まで	13,680
床矯正装置 (片顎)	40,090	11歯以上	19,460
拡大床矯正装置 (片顎)	46,570	インプラント植立料	
Wタイプ拡大装置	50,280	インプラント手術基本料 (1手術につき)	11,130
急速拡大装置	51,770	一次手術 (1歯につき)	159,650
急速拡大装置 (スケルトン型)	51,530	同一日に植立するインプラント	使用材料の購入価格に相当する額
ヘッドギア	38,640	二次手術 (一回法加算) (1歯につき)	23,080
チンキャップ	31,590	同一日に1歯を超える植立する場合は1歯増すごとに	17,560
前方牽引装置		同一日に植立するアベットメント	使用材料の購入価格に相当する額
マスクタイプ	48,650	インプラント材料料	使用材料の購入価格に相当する額
ホルンタイプ	51,080	インプラント補綴	
ホールディングアーチ	33,510	合着タイプ (1歯につき)	23,400
リップバンパー	32,770	ネジ固定タイプ (1歯につき)	56,850
タンダクリブ (可撤・固定)	43,470	有床義歯タイプ (1床につき)	116,540
スライディングプレート	29,740	暫間補綴 (1歯につき)	10,310
オーラルスクリーン	22,490	カスタムアバットメント	
ダイナミックポジショナー	65,130	白金加金 (1歯につき)	38,040
ヘッドギア付ダイナミックポジショナー	75,450	金合金 (1歯につき)	40,660
可撤式保定装置 (片顎)	39,950	パラジウム合金 (1歯につき)	34,040
固定式保定装置 (片顎)	30,540		
F S Wリテーナ	16,750		
リングルブラケット	255,090		
パラタルバー	32,670		
咬合力検査	11,000		
調節料	6,100		
観察料	3,880		
転医資料料	17,950		
口腔衛生指導料	5,730		
装置修理料 (共通)	各装置料の50%		

区 分	金 額	区 分	金 額
	円		円
チタン合金（1歯につき）	51,830	歯槽骨延長術	
ジルコニア（1歯につき）		1～3歯まで（1か所につき）	75,420
インプラント用スプリント	57,620	4歯以上（1か所につき）	107,090
術前診断用（1装置につき）	保険点数×10	歯槽骨形成術（移植法を含む）	
補綴時（プレス成型による作成）（2装置まで）	23,400	簡単なもの（1歯につき）	15,060
補綴時（重合による作成）（1装置につき）	34,840	複雑なもの	
メンテナンス		骨補填材の使用（1回につき）	37,800
骨結合度診断料（1回につき）	6,440	口腔内自家骨採取（1歯まで）	52,880
定期検査料（1回につき）	6,440	口腔内自家骨採取（2歯以上）	75,260
インプラント衛生指導料（1回につき）	1,850	口腔外自家骨採取（1回につき）	180,950
相談料（1回につき）	4,250	歯肉歯槽粘膜形成術	
2回目以降相談料（1回につき）	1,120	簡単なもの（1回につき）	8,900
インプラント CT 他（全身用CT）		複雑なもの	
撮影料（片顎）（1回につき）	保険点数×10	粘膜代用被覆によるもの（1回につき）	34,620
撮影料（上下顎）（1回につき）	保険点数×2	粘膜移植によるもの（1回につき）	49,480
	×10	静脈内鎮静法（一連処置1回）	
診断料（6本まで）	保険点数×10	2時間まで	24,600
追加診断料（6本を超えると1本につき）	840	2時間まで時間を超える場合30分毎に	5,240
CBCT（インプラント）		静脈麻酔（一連処置1回）	
撮影料（片顎）（1回につき）	保険点数×10	2時間まで	33,470
撮影料（上下顎）（1回につき）	保険点数×2	2時間まで時間を超える場合30分毎に	5,240
	×10		
追加撮影料（1部位追加につき（撮影料算定部と同額））	2,230	（材料持込）	
ソケットプリザベーション（テルプラグ等による）（1歯につき）	4,980	CAD/CAM システムを用いたハイブリッドレジンによる	
テルプラグ（1個につき）	使用材料の購入価格に相当する額	歯冠修復	52,390
上顎洞底挙上術			
口腔内採取片側（1か所につき）	76,060		
口腔内採取両側（1か所につき）	108,210		
口腔外採取両側（1か所につき）	215,510		

2 差額徴収の対象となる料金

区 分	差 額 徴 収 額
(保存科、補綴科、小児歯科領域) 鑄造歯冠修復料 白金加金又は金合金 前歯 歯冠継続歯科 白金加金又は金合金 前歯	使用材料の購入価格から健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法別表第2 歯科診療報酬点数表の第2章第12部第2節に定める使用材料の点数に10円を乗じて得た額を控除した額に100分の110を乗じて得た額

3 特定療養費に係る金属床総義歯の料金

1 床 当 り の 価 格	徴 収 額
白金加金 (上顎・下顎) 410,900 円 金合金 (上顎・下顎) 386,900 円 特殊合金 (上顎・下顎) 188,600 円 チタン合金 (上顎・下顎) 287,800 円	左記に定める1床当りの価格から特定療養費を控除した金額に100分の110を乗じて得た額

4 特定療養費に係る齲蝕に罹患している患者の指導管理に関する料金

区 分	徴 収 額
フッ化物局所応用 (1口腔1回につき) 2,100 円	左記に定める価格に100分の110を乗じて得た額

別表第2

予防接種等料金

区 分	規 格	回 数	金 額
乾燥弱毒生風しんワクチン	1 V	1回につき	5,940円
水痘ワクチン	1 V	1回につき	6,390円
組換え沈降B型肝炎ワクチン	5 μ g 製剤 (0.25ml) 1 V	1回につき	3,600円
組換え沈降B型肝炎ワクチン	10 μ g 製剤 (0.5ml) 1 V	1回につき	3,900円
MRワクチン	ミールビック 1 V	1回につき	9,410円
乾燥BCGワクチン	日本BCG 1 V	1回につき	5,950円
乾燥弱毒おたふくかぜワクチン	1 V	1回につき	4,560円
乾燥弱毒生麻しんワクチン	0.7ml 1 V	1回につき	4,540円
日本脳炎ワクチン	0.5ml 1 V	1回につき	5,020円
二種混合ワクチン	0.1ml 1 V	1回につき	4,740円
乾燥へモウイルスb型 (Hib) ワクチン	0.5ml 1 V	1回につき	7,410円
子宮頸ガン予防ワクチン	0.5ml 1 V	1回につき	15,430円
子宮頸ガン予防ワクチン(シルガード9)	0.5ml 1 V	1回につき	23,820円
沈降13価肺炎球菌結合型ワクチン (プレベナー13)	0.5ml 1 V	1回につき	10,780円
肺炎球菌ワクチン (ニューモバックスNP)	0.5ml 1 V	1回につき	6,160円
インフルエンザHAワクチン	0.5ml 1 V	1回につき	3,680円
1価ロタウイルスワクチン (ロタリックス)	1.5ml 1 V	1回につき	12,450円
5価ロタウイルスワクチン (ロタテック)	2.0mL 1 V	1回につき	7,730円
不活化ポリオワクチン	0.5ml 1 V	1回につき	8,860円
四種混合ワクチン	0.5ml 1 V	1回につき	10,010円
4価髄膜炎菌ワクチン (メナクトラ筋注)	0.5ml 1 V	1回につき	21,180円
三種混合ワクチン	0.5ml 1 V	1回につき	3,110円
帯状疱疹ワクチン	0.5ml 1 V	1回につき	19,190円
A型肝炎ワクチン	0.7ml 1 V	1回につき	6,210円

別表第3

スポーツ検診料

区 分	金 額
スポーツ検診料（一般用）（採血） 生化学的検査（10項目以上） フェリチン精密測定 血液学的検査	2,890円
スポーツ検診料（一般用）（特定） 心電図検査 エックス線撮影（単純撮影） 肺機能検査 尿検査 血液学的検査 生化学的検査（10項目以上） 免疫学的検査	5,720円
スポーツ検診料（学生用）（採血） 生化学的検査（5項目以上7項目以下）	1,270円
スポーツ検診料（学生用）（画像） エックス線撮影（単純撮影）	740円

別表第4

スポーツメディカル検査料

区 分	金 額
検査番号1 身体測定（身長、体重、BMI、体脂肪率、血圧、心拍数）	1,020 円
検査番号2 整形外科的評価（形態測定、関節弛緩性、筋緊張） 筋力測定（K-Wテスト）、俊敏性測定（ステップテスト）	2,040 円
検査番号3 筋力測定（BIODEX）、パワー測定（最大無酸素パワー） 呼吸機能検査、骨量測定（超音波）、高精度筋量測定	2,040 円
検査番号4 運動負荷試験（負荷心電図検査装置、呼気ガス代謝モニター）	2,040 円
検査番号5 光学式3次元動作分析（VICON）	3,060 円

別表第5

遺伝子・染色体検査料

区分	項目	金額
遺伝性乳がん・卵巣がん 症候群	HBOC スクリーニング検査	165,660 円
	クイック HBOC 検査	242,660 円
	BRCA1/2 フルシーケンシング+MLPA	90,860 円
	BRCA1 家系内変異解析	33,660 円
	BRCA2 家系内変異解析	33,660 円
	欠失・重複解析(MLPA)	44,660 円
家族性大腸腺腫症	APC スクリーニング検査	88,660 円
遺伝性非ポリポーシス大腸 がん(リンチ症候群)	MMR スクリーニング検査	121,660 円
多発性内分泌腫瘍症2型 (MEN2)	MEN2スクリーニング検査	44,660 円
	クイック MEN2スクリーニング検査	73,150 円
Prader-Willi/Angelman 症 候群	Methylation-Specific PCR 法	33,830 円
母体血清検査	クアトロテスト	10,730 円
羊水等遺伝子検査	羊水染色体検査(単胎)	71,480 円
	羊水染色体検査(双胎)	126,480 円
	2児を超えるときは1児増すごとに 55,000 円加算	
	FISH 検査+羊水染色体検査(単胎)	104,480 円
	微細欠失症候群 FISH 検査	30,800 円
	流産検体染色体検査(単胎)	42,350 円
	流産検体染色体検査(双胎)	84,150 円
	2児を超えるときは1児増すごとに 55,000 円加算	
胎児血染色体検査	44,730 円	
皮膚線維芽細胞染色体検査	35,480 円	
出生前遺伝子解析	染色体検査(迅速 FISH 法及 G 分染法)	113,180 円
	出生前 LICAM 遺伝子解析 (染色体検査(迅速 FISH 法及 G 分染法)を含む)	223,180 円
	出生前 HPRT1 遺伝子解析 (染色体検査(迅速 FISH 法及 G 分染法)を含む)	223,180 円
SNP マイクロアレイ	小児科領域 SNP マイクロアレイ検査	155,630 円
	Metaphase FISH 解析 1プローブにつき	40,130 円
	特定領域 Reveal SNP マイクロアレイ	63,300 円
	q-PCR(SNP への追加検査のみ)	34,700 円
	750k マイクロアレイ	85,530 円
	HD マイクロアレイ	107,530 円
	FISH 検査(各種重複欠失)	34,930 円
Li-Fraumeni 症候群	TP53 スクリーニング検査	88,660 円
Cowden 症候群	PTEN スクリーニング検査	88,660 円
シングルサイト	1サイト	33,660 円
	2サイト	50,160 円
	3サイト	66,660 円
がん関連遺伝子シングル サイト解析	1か所	11,660 円
	2か所	14,960 円
	3か所	18,260 円
	4か所	21,560 円
	5か所	24,860 円

区分	項目	金額
VistaSeq	VistaSeq High Risk Colorectal	264,830 円
	VistaSeq GYN cancer Panel	264,830 円
	VistaSeq Breast and GYN cancer Panel	330,830 円
	VistaSeq	363,660 円
	VistaSeq w/o BRCA	330,660 円
	VistaSeq Breast Cancer Panel	330,660 円
	VistaSeq High/Moderate Risk Breast Cancer	264,660 円
	VistaSeq Endocrine	264,660 円
	VistaSeq Colorectal	330,660 円
	VistaSeq Pancreatic	264,660 円
	VistaSeq Renal Cell	330,660 円
	VistaSeq Brain/CNS/PNS	330,660 円
MutSeq	MutSeq first mutation(1 variant)	33,830 円
	MutSeq second mutation(2 variants)	50,330 円
	MutSeq third mutation(3 variants)	66,660 円
X連鎖性遺伝性水頭症	X連鎖性遺伝性水頭症遺伝子検査	40,200 円
Sanger 法による単一エクソン解析	検査箇所数 1	18,200 円
	検査箇所数 2	30,300 円
	検査箇所数 3	42,400 円
	検査箇所数 4	54,500 円
	検査箇所数 5	66,600 円
結節性硬化症	結節性硬化症遺伝子検査	39,160 円
レッシュ・ナイハン症候群	レッシュ・ナイハン症候群遺伝子検査	39,160 円
卵巣機能不全症	卵巣機能不全症遺伝子検査	50,160 円
性成熟疾患	性成熟疾患遺伝子検査	50,160 円
性分化疾患	性分化疾患遺伝子検査	50,160 円
家族性片麻痺性片頭痛	家族性片麻痺性片頭痛遺伝子検査	40,200 円
アルカプトン尿症	アルカプトン尿症遺伝子検査	40,030 円
Rett 症候群	Rett 症候群遺伝子検査	40,030 円
ミトコンドリア遺伝子	ミトコンドリア遺伝子項目3セット(レーベル病)	16,600 円
	ミトコンドリア遺伝子 3460 変異(レーベル病)	6,700 円
	ミトコンドリア遺伝子 11778 変異(レーベル病)	6,700 円
	ミトコンドリア遺伝子 14484 変異(レーベル病)	6,700 円
遺伝学的検査	処理が容易なもの	44,210 円
	処理が複雑なもの	56,530 円
	処理が極めて複雑なもの	89,530 円
遺伝性肺高血圧症	遺伝性肺高血圧症遺伝子検査	51,030 円